

R4.6月 こども基本法成立 (R5.4.1施行)

【目的】全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する

- ◆こども大綱の策定（少子化対策・子ども若者育成支援・子どもの貧困対策の白書・大綱と一体的に策定）
- ◆こども家庭庁に子ども政策推進会議を設置（会長：内閣総理大臣、大綱の案やこども施策の重要事項の審議等）
- ◆基本的施策：施策に対する子ども等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、施策の充実及び財政上の措置 等

R4.6月 こども家庭庁設置法成立 (R5.4.1施行)

【任務】子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の数度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本に、こども及びこどものある家庭の福祉の増進、保健の向上、その他のこどもの健やかな成長、こどものある家庭における子育て支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務を行う

- ◆強い司令塔機能：内閣総理大臣の直属機関として内閣府の外局に設置、長はこども家庭庁長官 等

R5 こども家庭庁関連予算概算要求の概要【抜粋】

第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な実行

- 1 こども大綱の策定・推進
- 2 こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- 3 こどもの意見聴取と政策への反映
- 4 こども政策に関するデータ・統計とEBPM（証拠に基づく政策立案）の充実

第2 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策（結婚・子育てに関する地方自治体の取組への支援を充実 等）
- 2 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信
- 3 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援（産前産後サポート・産後ケア事業の推進、母子保健対策の強化 等）
- 4 高等教育の無償化（高等教育（大学）の修学支援新制度の実施）

3 全てのこどもに健やかで安全・安心に成長できる環境を提供

- 1 総合的な子育て支援（子ども・子育て支援新制度の推進 <教育・保育等の充実> 等）
- 2 こどもの居場所づくり支援（放課後児童クラブの受け皿整備、こども食堂に対する支援 等）
- 3 こどもの安全・安心（こども関連業務従業者の性犯罪歴等確認の仕組み導入に向けた検討 等）

4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障

- 1 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障害児支援体制の強化
- 4 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進
- 5 ヤングケアラーなど困難な状況にあるこども・家庭への支援
- 6 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなぐためのこどもデータ連携の推進